

幼児同乗用自転車等購入支援事業助成金 Q&A

R5. 7.1

Q1.令和3年4月1日以前に購入した幼児同乗用自転車は助成の対象でしょうか？

A.対象ではありません。令和3年4月1日以降に購入した幼児同乗用自転車が対象となります。

Q2.領収書に記載されている店舗の住所が松戸市以外の場合も助成の対象でしょうか？

A.対象ではありません。

Q3.インターネットで購入した幼児同乗用自転車も助成の対象でしょうか？

A.領収書に記載された販売店の所在地が松戸市内であることが確認できれば助成の対象になります。インターネットで購入すると販売店の住所が本社の住所（松戸市外）となることがあります、この場合は助成の対象外となります。

Q4.幼児用座席（以下、座席）や幼児用ヘルメット（以下、ヘルメット）をインターネット等で幼児同乗用自転車とは別に購入しても助成の対象になりますか？

A.座席やヘルメットを幼児同乗用自転車と別の店舗で購入した場合でも助成の対象となります。幼児同乗用自転車と一緒に申請すること、領収書に記載される販売店の所在地が松戸市内の店舗であること、令和3年4月1日以降に購入したものであることが必要です。

Q5.幼児同乗用自転車の座席が1つだけ装着している状態でも助成の対象となりますか？

A.助成の対象ではありません。必ず前後に座席が装着されている必要があります。

Q6.令和3年4月1日以前に購入した座席、ヘルメットを所有していますが、改めて購入する必要がありますか？

A.既に座席やヘルメットをお持ちの場合でこれらを安全にご利用できる場合

は購入する必要はありません。但し、この場合は、座席やヘルメットは助成の対象ではなく、また、座席については幼児同乗用自転車に確実に装着されていること、SGマークがついていることが必要であり、これらが確認できなければ幼児同乗用自転車も助成の対象とすることはできません。

Q7.令和3年4月1日以前に購入した座席やヘルメットについても、申請時に品質保証書の写しの提出が必要ですか？

A.令和3年4月1日以前に購入した座席やヘルメットは助成の対象ではありませんので、申請時に品質保証書の写しの提出は必要ありません。

ただし、この場合は座席を助成の対象とすることはできませんが、SGマークがついていなければ幼児同乗用自転車も助成の対象とすることができますので、SGマークの確認できる写真の提出が必要です。

Q8.幼児同乗用自転車、座席、ヘルメットの写真を撮る必要がありますか？

A.前後に座席を装着した幼児同乗用自転車の写真と座席のSGマークの確認できる写真の提出が必要です。

令和3年4月1日以降に購入したヘルメットの助成を幼児同乗用自転車と一緒に受ける場合は、ヘルメットの写真とヘルメットのSGマークを確認できる写真の提出も必要です。

Q9.現在、第2子を妊娠中ですが申請できますか？

A.助成対象者は、「申請日において2名以上の幼児の親権を行う者であって、当該幼児と生計を一にしていること」となりますので、今は対象者ではありません。要件を満たしてから申請してください。

Q10.助成台数が予定数を超えると助成を受けられないでしょうか？

A.いまのところそのような状況になることを想定しておりませんが、多くの方に申請いただいた場合には、申請状況に応じて弾力的に検討していく予定です。

Q11.領収書の宛名は誰の氏名を記載してもらえばいいですか。

A.助成の申請者の氏名が記載されている必要があります。助成対象者の要件は「申請日において2名以上の幼児の親権を行う者であって、当該幼児と生計

を一にしていること」となります。

Q12. 購入した幼児同乗用自転車にT S マークが貼付されていませんが、助成の対象でしょうか？

A. 助成の対象ではありません。T S マークは自転車安全整備士が点検確認した自転車を示すものであり、自転車安全整備店で点検整備（有料）を受けると貼付できます。自転車安全整備店については下記の公益社団法人日本交通管理技術協会のホームページにてご確認いただけます。

<https://www.tmt.or.jp/safety/index1.html>

Q13. TS マークは、青色マークと赤色マーク、緑色マークがありますが、どちらでも良いですか？

A. どちらでも構いません。

Q14. 防犯登録料やT S マークを貼付するための点検整備の費用は、助成の対象となりますか？

A. 対象にはなりません。

Q15. 助成対象経費は消費税を含めた金額ですか？

A. 助成対象経費は消費税を含めた金額です。

Q16. 幼児同乗用自転車購入時に各種割引ポイントを使用して購入した場合、当該ポイント分の金額を助成対象経費として申請できますか？

A. 各種割引ポイント分の金額は助成対象経費として申請できません。

Q17. 販売店で幼児同乗用自転車を購入した際にレシートを渡されました。領収書に代わるものとしてレシートでも申請できますか？

A. レシートでは申請できません。記載要件を満たす領収書が必要です。

Q18. 市役所の近隣に住んでいますが、申請書の提出は郵送のみですか？

A. 松戸市役所新館 9 階の子育て支援課に幼児同乗自転車助成金申請書の提出箱を令和 3 年 7 月 1 日から暫くの間設置いたします。個人情報が簡単に見られないよう封筒に封入したうえ提出箱にご提出ください。

Q19. 松戸市で実施している自転車用ヘルメットの助成金の支給を受けましたが、同一ヘルメットの購入金額も助成金の対象になりますか？

- A. 自転車用ヘルメットの助成を受けたヘルメットは助成金の対象外です。